

会議録

会議の名称	平成27年度 第3回 西東京市地域公共交通会議
開催日時	平成27年12月24日（木曜日） 午後2時から3時40分まで
開催場所	西東京市保谷庁舎 別棟A会議室
出席者	委員：柴原委員、稲垣委員、関根委員、阿部委員、町田委員、高橋委員、石川委員（代理：小川様）、二瓶委員、岩田委員、児玉委員 事務局：松本都市計画課長、高橋課長補佐、亀井主事
議題	議題1 はなバスルート見直しについて 議題2 第2ルートの運行概要 議題3 第4ルートの運行概要 議題4 協議が調っていることの証明書（案）について 議題5 今後のスケジュール 議題6 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について 議題7 その他
会議資料の名称	資料1 ルート見直しの概要 資料2 第2ルートの運行概要 資料3 第4ルートの運行概要 資料4 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案） 資料5 今後のスケジュール 資料6 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業） 参考資料 西東京市生活交通改善事業計画（平成26年5月策定）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長：</p> <p>・開会宣言</p> <p>西東京市地域公共交通会議設置要綱第6第2項に規定する定足数（委員の過半数）を満たしていることを報告。</p> <p>○会長：</p> <p>議事に先立ち、会議の公開についてお諮りする。当会議は、西東京市地域公共交通会議設置要綱第7の規定により、会議録も含め、原則公開となっているが公開でよろしいか。</p> <p>（全員賛成）</p> <p>○会長：</p> <p>それでは、本日の会議については原則どおり公開とする。</p>	

議題1 はなバスルート見直しについて

○会長：

議題1「はなバスルート見直しについて」、事務局から説明を求める。

○事務局：

・資料1に基づき説明。

○会長：

質問・意見等があれば発言願いたい。

○会長：

特になし。

議題2 第2ルートの運行概要

○会長：

議題2「第2ルートの運行概要」について、事務局から説明を求める。

○事務局：

・資料2に基づき説明。

○会長：

質問、意見等があれば発言願いたい。

○会長：

特になし。

議題3 第4ルートの運行概要

○会長：

議題3「第4ルートの運行概要」について、事務局から説明を求める。

○事務局：

・資料3に基づき説明。

○会長：

質問、意見等があれば発言願いたい。

○委員：

停留所名は路線バスと同じにする若しくは、停留所近傍の施設名称を採用した方が利

用者としては認識しやすい。事例だが、関東バス株式会社の停留所であるおおぞら公園西は、徳州会病院の開院後に施設名と同一名称にしているため認知され易い。さらに、当該停留所は、はなバス第3ルートのおおぞら公園西があるので、施設および路線バスの停留所名と同一名称にした方が認知される。これらのことから、第4北ルートでは10番「西原町4丁目」の名称は施設名称である田無ファミリーランドに変更した方が認知し易い。

○委員：

停留所の名称は「西原町4丁目」よりも「田無ファミリーランド」の方がわかりやすいが、コミュニティバスの停留所名に公共施設以外の名称を採用することが適切であるのかは疑問に感じる。

○事務局：

「西原町4丁目」の停留所名については、括弧書きで田無ファミリーランドと掲出し、車内音声での案内等、わかりやすい表示を行う予定である。

○委員：

第4北ルートの花小金井駅のダイヤは午前7時台と8時台の便が1時間当たり3便であるが、他の時間帯の発車時刻にあわせて15分発と45分発の2便に統一した方がよい。利用者に対し利便性も必要だが、分かりやすさも必要である。

○委員：

運行ダイヤは常に一定間隔の発車が望ましいが、運行事業者の意図もあるので考慮しなければならない。

○委員：

第4北ルートの時間帯規制時に12番停留所（多摩六都科学館南）は2度も停車するが、どちらの停留所を利用したらよいか分かりづらい。停留所の名称変更、停車する停留所を一か所にする、降車専用のいずれかにしたらどうか。

○事務局：

今回、ルート見直しを実施しない停留所の名称は、タイミングをみて変更を検討したい。また、運行ダイヤについては田無駅や花小金井駅を発着している他のバスとの調整があるため、この様なダイヤとなっている。なお、12番停留所については2度目に通過する際にも乗車できる利便性があり、利用者からの理解もされやすいと判断した。

○委員：

時間帯規制時は通勤時間帯であるため、交通渋滞が発生しやすく、急いでいる利用者

が多いので「何故、2度も停車するのか」と必ず言われるであろう。例えば、どちらかの停留所を廃止することはできなかったのか。

○事務局：

当該停留所は時間帯規制以外の運行時において、それぞれ田無駅・花小金井駅行きの停留所となる。

○委員：

時間帯によって行き先が変化する停留所ならば、混乱を招かないように行き先を表示すれば理解される。

○委員：

コミュニティバスの運行は利用者を目的地まで運ぶのが目的であるため、ルート上の停留所は全て停車した方がよい。

○委員：

5番停留所（田無総合福祉センター）は田無駅行きしか停車しない理由を説明願う。この決定は警察との協議の上で決定したことであるか。

○事務局：

当該道路は田無総合福祉センター側（田無駅行き）には歩道があるが、反対側（花小金井駅行き）は外側線しかない道路であり、乗車待ちをするには交通量も多く、危険な箇所であった。また、代替案として花小金井駅行きの田無総合福祉センター敷地内への乗り入れも検討したが、エントランスの軒先の高さの問題で乗入れが困難なため、断念した。

○委員：

コミュニティバスのルートは警視庁 本部 交通規制課と協議を行い、決定した内容である。

○会長：

この後に議題4で「協議が調っていることの証明」について協議することとなっているが、本日その証明までを予定しているのか。

○事務局：

今後のスケジュールもあり、本日の会議でルート見直しに係る協議を調べたいと考えている。

○会長：

第4北ルート12番停留所の停車や10番の停留所名などの指摘はあるが、停留所の停車や名称について改めて、事務局より説明願う。

○委員：

停留所名や停車などの指摘事項はこの場で決定せずに、後日、検討した結果を委員に送付し、承認する流れの方が丁寧である。

○事務局：

第4北ルート10番停留所名は西原4丁目と考えている。また、時間帯規制時のバスの12番停留所への停車回数は、事業者と検討し、コミュニティバスとしては停車した方がよいと判断し、提案している。なお、停留所の時刻表や市民への周知についてはわかり易いように掲出し、対応する。

○委員：

停留所の名称は柔軟な発想で認識されやすい名称が望ましいが、西東京市のコミュニティバスである以上できる限り公共性の高い名称であるほうが良いと思う。

○委員：

当該停留所の時刻表は、12番停留所から10番停留所に行った後に再度、12番停留所を通過するような内容となるのか。

○事務局：

規制の午前7時から9時の時間帯に限っては、指摘の通りとなるため、利用者が間違わないように丁寧な対応をする。

○会長：

第4ルートは様々な意見があるが、市民の利便性を考えて関係者と協議を行った結果である。市民向けの提出等を丁寧に行い、利便性の確保に努めるということによろしいか。

○委員：

確認事項であるが、第4北ルートの左折が危険箇所であるため、安全対策を行うとしているが、アナウンスについて詳細を説明願う。

○事務局：

アナウンスは当該交差点において、車内外向けに行い、歩行者や自転車に対して注意を促すことが目的である。対向車への注意喚起は看板などで目視確認できるもので対応したい。

○委員：

住民に対して説明はしたのか。

○事務局：

はなバスの運行予定ルートである旨は説明しているが、アナウンスを行うことは今後チラシなどで説明したい。

○委員：

停留所設置場所の地権者に対しては説明を行っているがあるが、ルート沿線の住民向けに何か周知する予定はあるか。

○事務局：

周知の方法としては、1月15日号の広報西東京に文章による説明、2月15日号にはルート図などの掲載を予定している。その他にも各ルート別のチラシを作成し、公共施設などに配布するなどの市民への周知を図る予定である。

○委員：

利用者が気にするのは始発と終発であるが、第2ルートの東伏見駅の終発が変更前後で早まっている。現在の利用実績を確認し、影響が大きければ再検討していただきたい。

○委員：

第2ルートの終発についての質問だが、保谷駅から東伏見駅間は西武バス株式会社の路線バスが増便している。はなバスの終発前後に路線バスがあるため、利用者のフォローはできている。

○会長：

他に質問、意見は無いか。

(特になし)

議題4 協議が調っていることの証明書(案)について

○会長：

議題4「協議が調っていることの証明書(案)について」事務局から説明を求める。

○事務局：

・資料4に基づき説明。

○会長：

質問・意見等があれば発言願いたい。

○委員：

申請にあたり、添付資料は本会議の資料1・2・3を添付し、提出した方がわかりやすい。

○委員：

運転免許の返納者に対し、運転経歴書を発行しているが、提示することではなバスの敬老回数券の購入は可能か。

○事務局：

現在、敬老回数券の購入は、後期高齢者医療証の掲示を要件としている。

○会長：

他に質問、意見は無いか。

(特になし)

議題5 今後のスケジュールについて

○会長：

議題5「今後のスケジュールについて」事務局から説明を求める。

○事務局：

・資料5に基づき説明。

○会長：

質問・意見等があれば発言願いたい。

○委員：

今年度の西東京市公共交通会議は今回が最後であれば、議題5で議論した停留所名や停留所の停車について事務局は委員に対し、どのように周知するのか。

○事務局：

指摘については、書類やメールで周知する。第4北ルートの西原4丁目停留所は括弧書きで田無ファミリーランドを併記する。

○委員：

パンフレットとルート別リーフレットの目的と内容について説明願う。

○事務局：

パンフレットはルート全体を表記したものであり、ルート別リーフレットは各々のルートや時刻表を表記したものである。

○委員：

利用促進について、どのような検討するのか記入すること。

○委員：

ルート別リーフレットは、一般路線バスとの乗り継ぎ情報等も記載すると便利である。

○委員：

小学生がはなバスの車内放送を行っているが、誰が行っているかわかる様にする等を行ってみてはどうか。

○事務局：

車内放送をしている小学生は学区域内に設置している停留所に対して収録をお願いしている。今後、どのように発展させられるかは未知数だが、停留所間の距離も短いため、多くの内容は収録できない。また、個人情報教育委員会からハードルが高いと指摘を受けており、個人が特定できる内容は難しいが、本人には収録内容をCDで送付している。

○委員：

路線バスでも小学生の音声を使用している箇所があり、学校名のみ放送している。

○事務局：

毎年度収録しているので、良案があれば取り組んでいきたい。

○委員：

今後のスケジュールの第1・第3ルートについて平成28・29年度はどのような検討を行うのか。

○事務局：

各ルートの利用状況を継続的に把握し、改めて報告する。

○委員：

資料1にある遅延対策としてバスロケーションの導入を検討すると記載あるが、今後のスケジュールに記載しなくてよいのか。

○事務局：

バスロケーションは導入する予定であるが、今後のスケジュールはルート見直しについて記載しているため、資料への記載はしていない。

○会長：
他に質問、意見は無いか。
(特になし)

議題6 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について

○会長：
議題6「地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について」事務局から説明を求める。

○事務局：
・資料6に基づき説明。

○会長：
質問・意見等があれば発言願いたい。

○委員：
具体的な利用者数について説明願う。

○委員：
ユニバーサルデザインタクシーは通常のタクシーでの利用が大多数を占めるが、車椅子での利用者数は月に約250～300人であり、利用する目的としては通院及び、退院時に多く利用されている。また、本来の目標である外出困難者が容易に外出できるようにするため、予約で埋めてしまわないように心掛けている。

○委員：
評価は事業または事業者のどちらを評価しているのか。

○事務局：
評価対象は事業であり、評価Aとなっているのは良い評価ということである。

○委員：
市の事業である以上、市民に対しての説明は必要であり、市民の認知度を高めてほしい。

○会長：
他に質問、意見は無いか。
(特になし)

議題7 その他

○会長：

事務局はその他の連絡事項はあるか。

○事務局：

昨年度からルート見直しについて議論した結果、本日の会議をもって協議を調えることができた。また、次回会議は来年度の早い時期に開催を予定しており、議題としては福祉車両の事業計画や運賃改定である。なお、今年度の会議は今回が最後となるが、第2・4ルートの見直しの進捗状況についてはタイミングを見ながら、委員に情報提供する。

○会長：

全体を通して、何か意見等は無いか。

無いようであれば、これをもって、平成27年度第3回西東京市地域公共交通会議を閉会する。

以上